

執行委員会細則

- 第1条 規約第22条によりこの細則を置く。
- 第2条 執行委員会は正副委員長、書記長、会計、及び執行委員を以てこれを組織する。
- 第3条 執行委員会は2ヶ月に1回以上開き、議決並びに議決の執行に関して総会に対して責任を負う。
- 第4条 執行委員長は執行委員会を代表し、予算、決算、活動計画、その他組合格約第18条に規定する事項に関する執行委員会案を提出し、議決の執行に関する報告を行う。
- 第5条 執行委員長に事故あるとき又は執行委員長が欠けたときは副執行委員長が、副執行委員長がその任にあたり得ないときは書記長がその職務を行う。
- 第6条 執行委員会は執行委員長が召集し執行委員の過半数の出席で成立し、議決は過半数を以て決し、可否同数のときは執行委員長がこれを決する。
- 第7条 ① 各執行委員は案件の如何を問わず執行委員長に提出して執行委員会の開催を求めることができる。
② 各執行委員がその職権を失うのは、すべて総会の議決によるものとする。
- 第8条 ① 執行委員会に書記局を設ける。
② 書記局は書記長及び執行委員会において選任した書記若干名を以て構成する。
③ 書記局は総会、懇談会、執行委員会等の会議事項の整理、その他組合の庶務を掌握する。
- 第9条 書記長は書記局を統括し事務の整理、記録、資料の保管に関して執行委員会に対して責任を負う。
- 第10条 書記局は議事録について組合員の要求があったときには、如何なる時もこれを公開しうる状態を保持しなければならない。
- 第11条 議事録には、総会、懇談会の場合は議長及び組合員の中から2名の者の、執行委員会の場合は執行委員長及び執行委員1名の者の署名を必要とする。
- 第12条 執行委員会において作成した文書等の保管期間は次のとおりとする。
① 総会議事録・総会資料・確認書 10年
② 広報紙・執行委員会議事録 3年
③ その他 1年
- 第13条 執行委員が活動を行った時には、手当を支給する。詳細については別に定める。
- 第14条 この細則は、1991年3月2日より施行する。
この細則は、2007年6月20日より施行する。
この細則は、2024年7月25日より施行する。